

8 福専各協発第 3 0 号

令和 8 年 5 月 2 9 日

会 員 校 各 位

福岡市博多区吉塚本町 13-50 〒812-0046

吉塚合同庁舎 6F TEL 092-292-6104

実施：一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会

職業教育・キャリア教育財団の専修学校教員認定制度にかかる 令和 8 年度新任教員研修開催のお知らせ

標記について、「令和 8 年度新任教員研修」を下記実施要項に基づき実施しますので、お知らせいたします。この研修は専修学校教員（各種学校教員を含む）として必要な基礎知識を習得し、教員の指導力アップを目的として開催しており、毎年ご好評をいただいております。

つきましては、多数の先生方に受講いただきますようご案内申し上げます。

実 施 要 項

I 専修学校教員認定制度について

専修学校の教員資格については、学校教育法に基づく設置基準に定められていますが、職業実践的な教育を担う専修学校の一層の重要性が叫ばれる中、これまで以上に教育の指導力が求められているところです。この指導力向上のため、基礎知識を確実に身につけてもらうことを目的として、財団は、その全国組織を通じ、この新任教員研修と教員認定取得制度を実施しています。

(1) 専修学校教員の認定基準（別紙参照）

この制度による専修学校教員認定を取得するためには、別紙「専修学校教員の認定基準」のそれぞれの課程に応じた教員の資格条件を備えている者であって、財団が各県支部において実施する次の新任教員研修を履修していることが必要です。

新任教員研修科目・並びに履修時間		※平成20年度改正
研 修 科 目	履 修 時 間	
① 学生・教員のための実践心理	12	
② 専修学校における職業教育	8	
③ 専修学校と制度	4 計24	
④ 専修学校教育のあり方と授業実践	16	
⑤ 総合自由科目	8 計24	
合 計	48	

(2) 教員認定の教科別区分

教員認定については、それぞれ専攻した学科に応じて次に定めるとおり、服飾から教育
社会福祉まで13種の教科別区分に従って行います。

教 科 別	専 攻 学 科 別
(1) 服 飾	洋裁、和裁、編物、手芸、帽子
(2) 栄 養 調 理	栄養、調理、料理、製菓
(3) 商 業 実 務	経済、経営、経理、簿記、珠算、タイプ、速記、秘書、貿易、観光、ホテル
(4) 工 業	電子、電算、情報処理、通信、電波、テレビ、電気、機械、応用科学、金属加工、建築、土木、測量、製図、自動車整備、時計、眼鏡、印刷、経営工学
(5) 農 業	農業、林業、園芸、畜産、酪農、蚕業、漁業
(6) 医 療	診療X線、理学療法、作業療法、医学技術、臨床検査、歯科技工、歯科衛生、あんま指圧マッサージ、鍼灸、柔道整復
(7) 保 健 看 護	看護、准看護、助産、保健
(8) 衛 生	公衆衛生、理容、美容、クリーニング
(9) 芸 術	美術、デザイン、写真、染色、工芸、人形、書道、華道、茶道、音楽、舞踏、バレエ、演劇
(10) 外 国 語	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、中国語、韓国語
(11) 教 養	一般教養、数学、法律、社会、労働、宗教
(12) 体 育	体操、武道、スポーツ
(13) 教育社会福祉	幼児教育・児童教育・保育・社会福祉・老人福祉・介護等

II 専修学校教員「新任教員研修」について

- (1) 研修定員：50名予定（各学校5名までといたします）
- (2) 新任教員研修の受講資格（P5参照）
- (3) 研修の時期・会場等
 - 1) 会 期：令和8年8月4日（火）、8月5日（水）、8月6日（木）
 - 2) 会 場：福岡市博多区博多駅前2-1-1
福岡朝日ビル B1 13・14号会議室 TEL (092) 431-1260
 - 3) 時間割：受付 9:00～ 研修 9:30～16:50
 - 4) 令和8年度研修科目：専修学校教育のあり方と授業実践（16時間）

総合自由科目（8時間）

（注）全科目（24時間）終了後レポートを提出していただきます。

	8/4（火）	8/5（水）	8/6（木）
9:15～9:30	開講あいさつ オリエンテーション		
9:30～11:00	総合自由科目 (若者のキャリア形成の困難 と専門学校の意義・役割)	専修学校教育の あり方と授業実践 (鶴田先生)	専修学校教育の あり方と授業実践 (生田先生)
11:10～12:40			
13:40～15:10	総合自由科目 (発達障がいへの基本的な 理解と学生対応)		
15:20～16:50			
16:50～17:00			閉講あいさつ

- (4) テキスト資料：当日、研修会場で配付（代価は受講料中に含む）
- (5) 申込方法・受講料
 - 1) 申込方法：今年度より申込方法を変更しております。
以下の必要書類に記入し、メールにてご提出ください。
※必ず学校単位でお申し込みください。
 - 2) 必要書類：①新任教員研修受講申請書・受講者名簿（Excel・押印不要）
②履歴書（押印不要）
※様式は協会ホームページのトップページ下「資料ダウンロード」にご
ざいます。
※過年度受講者は受講者名簿の「過去の受講歴」に受講年度をご入力くだ
さい。
※受講申請書・受講者名簿はExcelのままご提出ください。
※履歴書は、初年度のみ提出してください。（ただし、住所・氏名等変更
がある場合は2年目も提出してください。）

3) 提出先：uketsuke@fsk-net.or.jp

4) 提出期限：6月29日（月）

5) 受講料：1人 9,000円（内消費税10% 818円）

適格請求書発行事業者登録番号 T8290005013762

6) 受講料振込先（口座名義）：6月29日迄

西日本シティ銀行 吉塚支店 普通預金 1307825

一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会

ｼﾞｬﾌﾞｸﾞｶｶﾞﾝｼﾞｬｶﾞ ﾞｺﾞｶｶﾞｼﾞｬｶﾞ ﾞｺﾞｷﾞｻﾞｶﾞ

※振込手数料はご負担ください。

※お申し込み後のキャンセルにつきましては返金いたしません。

定員に達しこちらからお断りする場合のみ返金いたします。

(6) 連絡先

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎6F

一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会

TEL (092) 292-6104 FAX (092) 292-6197

(7) 履修証明書：最終日に受講科目の履修証明書の交付を行います。

(8) 教員認定証

1) 認定証交付申請につきましては12月頃改めてご案内いたします。なお、申請には別途認定料が必要となります。金額は認定証交付申請案内時に併せてご案内いたします。

2) 教員認定証書 別紙「専修学校教員の認定基準」の各課程に応ずる教員の資格条件を満たし、かつ、認定証を希望（認定料納付）される方に対し、財団から毎年3月31日付け（全国統一日）をもって、教員認定証書の交付を行います（専修学校教員認定制度図解参照）。

3) 准教員認定証書 別紙「専修学校教員の認定基準」の各課程に応ずる教員の資格条件以下の方で、かつ、認定証を希望（認定料納付）される方に対し、財団から毎年3月31日付け（全国統一日）をもって、准教員認定証書の交付を行います（専修学校教員認定制度図解参照）。

注) 個人情報の取扱いについて

①履歴書は教員認定の審査に利用し、事務局にて厳重保管いたします。

②講師には受講者の氏名・学校名をお知らせしますので、ご了承ください。

新任教員研修の受講資格

専門学校又は大学等（短大、高等専門学校を含む。以下同じ）において2年以上専門教科を修業した者、あるいは、これに準ずる能力があると認められる者（高等学校卒業後、専修学校各課程又は各種学校において1年以上修業した期間を通算し、2年以上同一の教科に関連する業務の経験を有する者）のうち各都道府県協会の会員校に所属する者

- (注) ① 「関連する業務」とは、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等における、その担当する教育に関する教育、研究、又は技術に関する業務をいう。
- ② 令和7年度に24時間研修を履修されている方は、本年度の24時間研修を受講されますようお勧めします。

専修学校の教員認定基準

●専門課程の教員認定

新任教員研修48時間の修了者で、「専修学校設置基準」第41条の条件を具備している者（別紙「専修学校教員資格一覧表」を参照のこと。なお、同等以上の能力があると認められる者を含む。）

●高等課程の教員認定

新任教員研修24時間の修了者で、「専修学校設置基準」第42条の条件を具備している者（別紙「専修学校教員資格一覧表」を参照のこと。なお、同等以上の能力があると認められる者を含む。）

●一般課程の教員認定

新任教員研修24時間の修了者で、「専修学校設置基準」第43条の条件を具備している者（別紙「専修学校教員資格一覧表」を参照のこと。なお、同等以上の能力があると認められる者を含む。）

教員認定を受けられない者

- (1) 20歳未満の者（認定証交付の年度末までに満20歳に達する者を除く）
- (2) 成年被後見人及び被保佐人若しくは被補助人
- (3) 禁固以上の刑に処された者
- (4) その他、特に教員認定委員会が不適格と認めた者

専修学校教員認定制度図解

研 修	認 定		
	履修義務	専 門 課 程	高等課程 一般課程
(24時間) { 48時間研修 { (24時間) {	6年以上	教員認定	
	6年目	(認定申請手続き)	
	5年目		教員認定 教員認定
	4年目	准教員認定	(認定申請手続き) 准教員認定 准教員認定
	3年目	(認定申請手続き)	
	2年目 ----- 1年目	専門課程就学（一般課程、各種学校就学を含む）	
高等学校卒業（同等以上を含む）			

専修学校教員資格一覧表

課程ごと、下表に掲げる該当者であるとともに、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。 ※ 年数はいずれも「以上」を表す。

専 門 課 程	
設 置 基 準	<p>第41条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門課程修了 + 「関連業務」従事期間 = 6年 2. 大学卒後 + 「関連業務」2年 短大・高等専門学校卒業 + 「関連業務」4年 3. 高等学校の教諭経験2年 4. 修士、専門職学位 5. 特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 6. <u>その他同等以上の能力があると認められる者</u> <p>「関連業務」とは：学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等における、その担当する教育に関する教育、研究、又は技術に関する業務をいう。</p>
同 等 以 上 の 能 力 が 有 る と 認 め ら れ る 者	<ol style="list-style-type: none"> ① 各種学校（高卒程度入学資格）卒 + 「関連業務」従事期間 = 6年 ② 免許・資格（大学卒程度）取得後 + 「関連業務」2年 " (短大卒程度) " + 「関連業務」4年 " (高卒程度) " + 「関連業務」6年 （上級免許・資格のある場合は、上級に限る） ③ 理美容、その他実際の技術・技能修得の分野にあつては、次に掲げる者で、当該技術・技能に秀でた者 ア. 上記②以外の法令に基づく免許・資格（上級免許のある場合は上級） 取得後 + 「関連業務」9年 イ. 専修学校・各種学校卒 + 「関連業務」従事期間 = 9年 ④ 外国の学校、旧制の学校・他の法律に基づく学校、専修学校・各種学校に準ずる教育施設等卒で、第41条に相当する修業年限、関連業務従事期間・有資格者 ⑤ 医師、歯科医師、弁護士、公認会計士 ⑥ 大学、短大の、高等専門学校の教授、准教授、講師有資格者 ⑦ その他文部科学大臣が認めた者

高等課程	
設置基準	第42条 <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門課程の教員資格者 2. 専門課程修了 + 「関連業務」 従事期間 = 4年 3. 短大・高等専門学校卒業 + 「関連業務」 2年 4. 学士 5. <u>その他同等以上の能力があると認められる者</u>
同等以上の能力があると認められる者	<ol style="list-style-type: none"> ① 各種学校（高卒程度入学資格）卒 + 「関連業務」 従事期間 = 4年 ② 免許・資格（大学・短大卒程度）取得後 + 「関連業務」 2年 〃 （高卒程度） 〃 + 「関連業務」 6年 （上級免許・資格のある場合は、上級に限る） ③ 理美容、その他実地的な技術・技能修得の分野にあつては、次に掲げる者で、当該技術・技能に秀でた者 ア. 上記②以外の法令に基づく免許・資格（上級免許のある場合は上級）取得後 + 「関連業務」 7年 イ. 専修学校・各種学校卒 + 「関連業務」 従事期間 = 7年 ④ 外国の学校、旧制の学校・他の法律に基づく学校、専修学校・各種学校に準ずる教育施設等卒で、第42条に相当する修業年限、関連業務従事期間・有資格者 ⑤ 大学、短大の、高等専門学校の助手有資格者 ⑥ <u>その他文部科学大臣が認めた者</u>
一般課程	
設置基準	第43条 <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門課程・高等課程の教員資格者 2. 高校卒業後 + 「関連業務」 4年 3. <u>その他同等以上の能力があると認められる者</u>
同等以上の能力があると認められる者	<ol style="list-style-type: none"> ① 外国の学校、旧制の学校・他の法律に基づく学校、専修学校・各種学校に準ずる教育施設等卒で、第43条に相当する修業年限、関連業務従事期間の者 ② <u>その他文部科学大臣が認めた者</u>